



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷兼発行人 神戸市長  
発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の一部の指定の解除	環境局環境保全課	2
告示	証明発行手数料徴収事務の委託(長田区役所及び西区役所)	地域協働局区役所課	3
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	4
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による介護機関の事業の指定	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	身体障害者福祉法による医師の指定等	福祉局障害者更生相談所	10
告示	神戸市収入証紙売りさばき人指定事項の変更	会計室会計課	17
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 北鈴蘭台47、59号線)	建設局道路管理課	18
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 東垂水94号線)	建設局道路管理課	19
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 鈴蘭台80、84号線)	建設局道路管理課	20
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	21
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	23
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	26
告示	人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の認定(深谷里づくり計画)	経済観光局農政計画課	29
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)三井アウトレットパークマリンピア神戸建替計画)	経済観光局経済政策課	30

令和6年1月23日 神戸市公報第3843号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市須磨区関守町1丁目)	都市局都市計画課	33
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	34
公告	都市公園の設置(久二塚公園、須磨本町やすらぎ公園)	建設局公園部管理課	35
人事委員会	採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	36

神戸市告示第534号

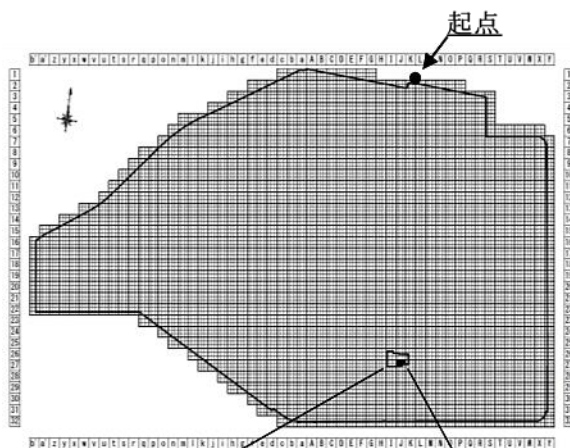
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造

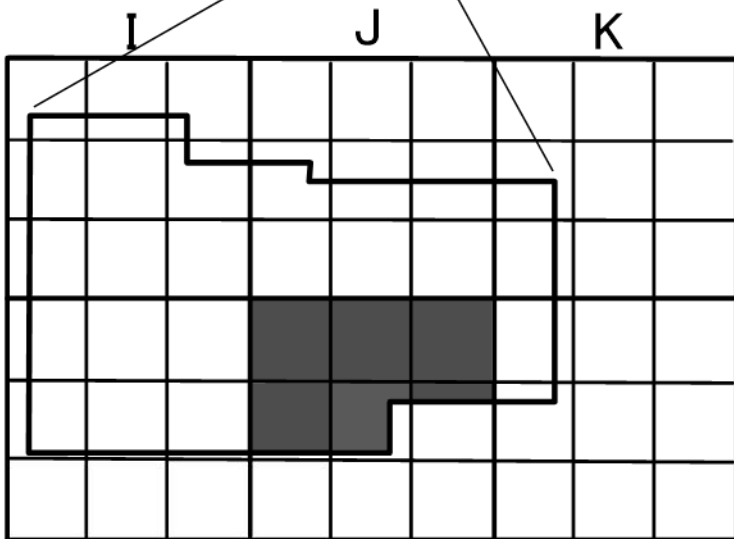
- 1 指定する区域  
灘区灘浜東町10番1の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物

別図



<起点>  
起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

<格子の回転角度>  
 $81^{\circ} 58' 31''$   
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



<凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区域

10m区画図

神戸市告示第535号

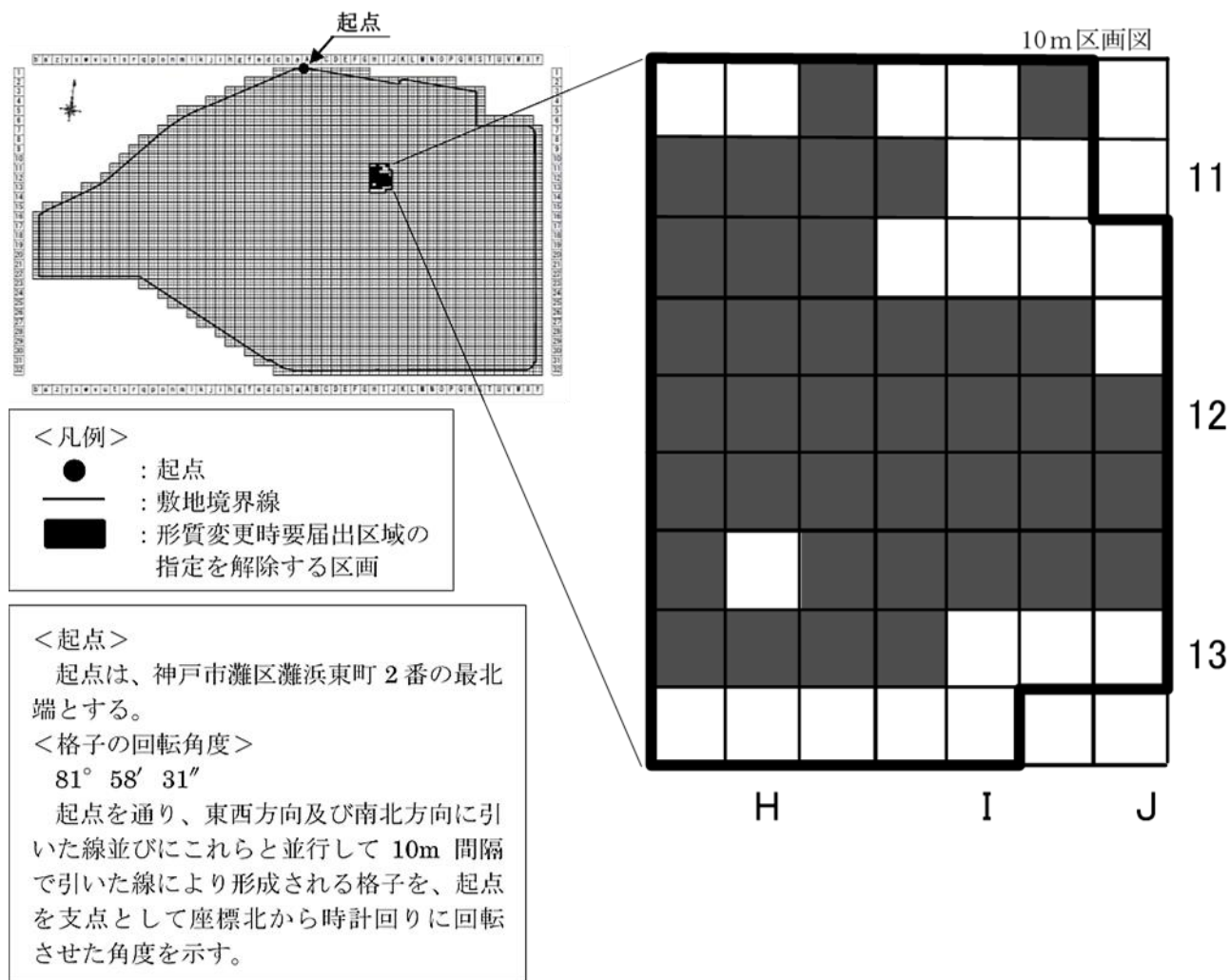
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を、次のとおり解除する。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域  
灘区灘浜東町6番1、10番1の各一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 当該区域において講じられた汚染の除去等の措置  
該当なし（土壤汚染状況調査の追完）

別図



神戸市告示第538号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、長田区総務部市民課及び西区総務部市民課が徴収する各種証明書等の交付手数料徴収事務を次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和5年1月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タワーB 16F

パーソルテンプスタッフ株式会社

第二BPO事業本部 本部長 藤原 理絵

2 委託する事務

(1) 窓口にて交付する各種証明書の交付等にかかる手数料の徴収事務

(2) 区役所庁舎内に設置するキオスク端末から交付する各種証明書の交付に係る手数料の徴収事務

3 委託期間

令和6年1月10日から令和9年9月30日まで

神戸市告示第539号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
大月 京子（訪問鍼灸たか 兵庫治療院）	大月 京子	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和5年11月30日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
池尻 稔明（天上川接骨院）	池尻 稔明	神戸市東灘区岡本2丁目11番21号	令和5年12月18日

神戸市告示第540号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山崎 正彦（よしだ鍼灸整骨院・整体院）	山崎 正彦	神戸市長田区长田町1丁目3番1号	令和5年12月1日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山崎 正彦（よしだ鍼灸整骨院・整体院）	山崎 正彦	神戸市長田区长田町1丁目3番1号	令和5年12月1日

神戸市告示第541号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

1 介護事業者

当該指定にかかる 介護事業所の名称	当該指定にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
SOMPOケア 神戸上 沢 訪問介護	神戸市兵庫区上沢通 8丁目2番5号	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4 丁目12番8号	令和5年12月 1日	訪問介護 介護予防訪問介護



神戸市告示第542号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	辞退年月日
横山薬局	神戸市垂水区平磯4丁目5番6号	令和5年12月14日

# 令和6年1月23日 神戸市公報第3843号

神戸市告示第543号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
医療法人一輝会荻原みさき病院	神戸市兵庫区切戸町6番26号	令和5年3月31日
医療法人一輝会荻原整形外科病院	神戸市中央区北長狭通5丁目3番5号	令和5年3月31日
李歯科医院	神戸市中央区旗塚通6丁目2番5号	令和5年11月24日
井堂歯科診療所	神戸市中央区相生町1丁目1番14号	令和5年12月15日
亀田歯科クリニック	神戸市東灘区森南町2丁目6番25号	令和5年11月30日
つばさ薬局	神戸市灘区岩屋北町7丁目1番30号	令和5年11月30日
元気薬局 さんプラザ店	神戸市中央区三宮町1丁目8番1号	令和5年11月30日
大倉山薬局	神戸市中央区橘通4丁目2番16号	令和5年11月30日
スギ薬局水道筋調剤店	神戸市灘区水道筋5丁目2番9号	令和5年12月3日

# 令和6年1月23日 神戸市公報第3843号

神戸市告示第544号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
亀田歯科クリニック	神戸市東灘区森南町2丁目6番25号	令和5年12月1日
つばさ薬局	神戸市灘区岩屋北町7丁目1番30号	令和5年12月1日
元気薬局 さんプラザ店	神戸市中央区三宮町1丁目8番1号	令和5年12月1日
大倉山薬局	神戸市中央区橘通4丁目2番16号	令和5年12月1日
スギ薬局水道筋調剤店	神戸市灘区水道筋5丁目2番9号	令和5年12月4日
キリン堂薬局 神戸桜が丘店	神戸市西区桜が丘中町3丁目2番16号	令和6年1月1日
日向たさき歯科	神戸市垂水区日向2丁目6番36号	令和6年1月1日
キリン堂薬局 中央再度筋店	神戸市中央区再度筋町5番9番2号	令和6年1月1日
スギ薬局 北野坂店	神戸市中央区中山手通2丁目1番3号	令和6年1月1日
調剤薬局マツモトキョシ プリコ神戸店	神戸市中央区相生町3丁目1番1号	令和6年1月1日
看護クラーク神戸	神戸市兵庫区御崎町1丁目3番7号	令和5年12月1日
神戸消化器・内視鏡クリニック	神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号	令和6年2月1日

神戸市告示第545号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条1項に規定する医師に指定した者、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第2項の規定により指定を辞退した医師は次のとおりであるので、神戸市身体障害者福祉法施行細則第3条の規定により、勤務地の変更を届け出た者も含めて告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

1 法第15条第1項に規定する医師に指定した者

指定年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和5年12月1日	中野 孝宏	神経内科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
	才田 宏奈	腎臓内科	
	久野 真人	呼吸器外科	
	田中 彩香	消化器内科	
	坂根 達哉		
	中辻 政志		
	松島 智恵子	小児科	東灘区住吉山手7丁目1番1号 サポートハウス ココロネ住吉
	三木 健生	形成外科	東灘区田中町3丁目13-17パレルミエール岡本102号室 メディクス東灘クリニック
	齋藤 実	脳神経外科	東灘区本山南町7丁目7番15号 本山リハビリテーション病院
	森井 香織	眼科	東灘区御影中町1丁目6-9 ウエダビル2階3階 森井眼科クリニック
	松本 健	リハビリテーション科	東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
	関谷 怜奈	呼吸器内科	東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター

伊原 まどか	内科	灘区永手町5丁目8番19号 伊原内科・循環器クリニック
赤木 直紀	泌尿器科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
城間 京香	神経内科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
橋本 黎		
山下 俊彦	耳鼻咽喉科	
吉川 遼	リハビリテーション科	
隈部 洋平	整形外科	
辻本 武尊		
壺坂 正徳		
岡本 裕哉	循環器内科	
長谷川 翔大	心臓血管外科	
中 智孝	腎臓内科	
佐藤 克哉	泌尿器科	
福田 貴与子	呼吸器内科	
吉田 俊彦	消化器外科	
阿河 杏介	外科	中央区籠池通4丁目1番23号 神戸労災病院
森野 加帆里	消化器内科	
服部 賢司	外科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター
久松 千恵子	小児外科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院

古田 健二郎	呼吸器内科	兵庫区東山町3丁目3番1号 川崎病院
山口 聖良	腎臓内科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
米田 明日香	神経内科	長田区大橋町7丁目1番1 荻原記念病院
黒田 司	リハビリテーション科	
中村 靖	内科	
山崎 克人		
松尾 直仁		
横田 真	呼吸器内科	長田区一番町2丁目4番地 神戸市立医療センター西市民病院
林 由紀子	眼科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
有福 佑	整形外科	
北野 貴大		
青木 浩	循環器科	垂水区旭が丘1丁目9番60号 1F おひさまクリニック
安田 貴哉	脳神経外科	垂水区学が丘1丁目21番1号 神戸掖済会病院
上田 博文	外科	
狛 泰子	呼吸器内科	
石田 順子	眼科	垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院
新保 雅也	外科	
杉田 誠	整形外科	垂水区舞子台7丁目2番1号 舞子台病院
服部 修	内科	北区しあわせの村1番18号 神戸リハビリテーション病院

	横山 翔平	外科	西区糞台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター
	金子 昌裕	内科	西区押部谷町西盛 566 番地 垂水病院
	森崎 剛史	耳鼻咽喉科	西区前開南町1丁目6番9号 はら耳鼻咽喉科伊川谷クリニック
	白木 里織	内科	西区枝吉1丁目 16 番地 みどり病院
	東田 智江	循環器内科	

2 令第3条第2項の規定により指定を辞退した医師

辞退年月日	氏名	診療科目	医療機関の所在地 医療機関の名称
令和5年3月31日	中尾 一清	腎臓内科	東灘区向洋町中2丁目11番地 六甲アイランド甲南病院
令和5年10月31日	岡野 安雅	耳鼻咽喉科	東灘区御影町郡家2丁目16-16 岡野耳鼻咽喉科
令和5年9月30日	中尾 哲	脳神経外科	東灘区住吉宮町3丁目8番地3 中尾クリニック
令和5年11月30日	吉川 遼	整形外科	中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和5年9月30日	幸田 陽次郎	心臓血管外科	
令和5年4月1日	河野 敦則		
	蔵満 薫	移植外科	
令和5年9月6日	西岡 祐希	呼吸器外科	
令和5年9月30日	南 晶洋	消化器内科	
令和5年7月31日	押切 太郎	消化器外科	
令和5年3月31日	濱口 清海	耳鼻咽喉科	中央区港島南町2丁目1番地1 神戸市立医療センター中央市民病院
	小泉 直史	内科	

	岩城 謙太郎	外科	
	坪田 秀樹	心臓血管外科	
	吉田 一史		
	田路 佳範	腎臓内科	
	阿部 陽平	泌尿器科	
	萩本 裕樹		
令和5年9月3日	石井 正之	外科	中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院
令和5年3月31日	金本 義明	消化器外科	中央区脇浜海岸通1丁目3番1号 兵庫県災害医療センター
令和5年3月31日	北川 聡	腎臓内科	中央区北長狭通5丁目7番17号 原泌尿器科病院
	徳永 敬司	眼科	兵庫区和田宮通6丁目1番34号 三菱神戸病院
令和5年11月17日	北澤 勇人	内科	
令和5年3月31日	高橋 毅	外科	
令和5年9月30日	山崎 京子	整形外科	
令和5年3月31日	篠崎 雅史	泌尿器科	兵庫区西多聞通1丁目1番21号 彦坂病院
令和5年8月31日	新宮 良介	腎臓内科	長田区久保町3丁目9番7号 野瀬まごころ診療所
令和5年3月31日	矢持 亘	内科	北区藤原台中町5丁目1番1号 済生会兵庫県病院
令和5年6月30日	河南 幸乃	小児科	
令和5年3月31日	片上 信之	呼吸器内科	
令和5年9月30日	中村 公治郎	消化器外科	西区糞台5丁目7番地1 神戸市立西神戸医療センター



3 勤務地の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
			変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
令和5年1月1日	赤澤 亜由	耳鼻咽喉科	中央区港島南町1丁目6番7 兵庫県立こども病院
			東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号 甲南医療センター
令和5年4月1日	高岡 亮裕	耳鼻咽喉科	西区前開南町1丁目6番9号 はら耳鼻咽喉科伊川谷クリニック
			兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
令和5年4月1日	味木 徹夫	外科	須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
			中央区楠町7丁目5番2号 神戸大学医学部附属病院
令和5年4月10日	芳本 貴巳子	小児科	兵庫区駅南通1丁目2-34 兵庫駅前クリ ニックビル5階 神戸百年記念病院附属すこやかクリニック
			兵庫区御崎町1丁目9番1号 神戸百年記念病院
令和5年9月1日	野瀬 隆一郎	泌尿器科	長田区久保町3丁目9番7号 野瀬まごころ診療所
			長田区二葉町5丁目1番36号 野瀬病院
令和5年9月1日	金 英植	外科	中央区港島中町8丁目5番1 神戸低侵襲がん医療センター
			兵庫区水木通10丁目1番12号 神戸大山病院
令和5年10月1日	富田 雅史	外科	垂水区学が丘1丁目21番1号 神戸掖済会病院
			垂水区上高丸1丁目3番10号 神戸徳洲会病院

4 医療機関の変更を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
			変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
令和5年5月1日	熊野 晶文	内科	灘区八幡町3丁目4番5号 かえでホームケアクリニック
			灘区八幡町3丁目4番5号 関本クリニック
令和5年10月1日	辻本 英明	内科	灘区永手町5丁目8番19号 伊原内科・循環器クリニック
			灘区永手町5丁目8番19号 辻本内科

5 医療機関の開設を届け出た医師

変更年月日	氏名	診療科目	変更後の医療機関の所在地 変更後の医療機関の名称
			変更前の医療機関の所在地 変更前の医療機関の名称
令和5年9月1日	永禮 智基	内科	兵庫区駅南通1丁目2-3 305 ながれ内科クリニック
			須磨区西落合3丁目1番1号 神戸医療センター
令和5年9月30日	森田 匠	脳神経外科	東灘区住吉宮町3丁目8-3 頭痛・認知症 もりた脳神経クリニック
			中央区脇浜町1丁目4番47号 神鋼記念病院

神戸市告示第546号

神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）第3条第1項の規定により，神戸市収入証紙売りさばき所の所在地を次のとおり変更し，同条第2項の規定により告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久 元 喜 造

売りさばき人	売りさばき所		所在地変更日
	名称	所在地	
株式会社 三井住友銀行	神戸駅前 支店	神戸市中央区浪花町56番地 (神戸営業部内)	令和6年2月13日
	神戸学園 都市支店	神戸市須磨区中落合2丁目 2番5号(北須磨支店内)	令和6年3月11日
	御影支店	神戸市灘区宮山町2丁目6 番8号(六甲支店内)	令和6年3月18日

神戸市告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年1月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年2月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	北鈴蘭台47号線	神戸市北区甲栄台3丁目12番2地先から	新	49.50	最大 9.40 最小 9.40
		神戸市北区甲栄台3丁目12番2地先まで	旧	49.50	最大 8.70 最小 8.70
市道	北鈴蘭台59号線	神戸市北区甲栄台3丁目12番2地先から	新	3.90	最大 6.80 最小 6.80
		神戸市北区甲栄台3丁目12番2地先まで	旧	3.90	最大 6.80 最小 6.80

神戸市告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年1月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年2月6日まで一般の縦覧に供する。

令和5年1月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	東垂水94号線	神戸市垂水区青山台1丁目809番420地先から	新	32.50	8.40
		神戸市垂水区青山台1丁目809番422地先まで	旧	32.50	最大 7.30 最小 7.20

# 令和6年1月23日 神戸市公報第3843号

神戸市告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年1月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年2月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	鈴蘭台80号線	神戸市北区鈴蘭台北町5丁目20番8地先から	新	18.00	最大 4.90 最小 4.90
		神戸市北区鈴蘭台北町5丁目13番16の地先まで	旧	18.00	最大 4.80 最小 4.80
市道	鈴蘭台84号線	神戸市北区鈴蘭台北町5丁目19番10地先から	新	43.50	最大 4.70 最小 4.70
		神戸市北区鈴蘭台北町5丁目20番7の地先まで	旧	43.50	最大 4.60 最小 4.60

神戸市告示第550号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和5年12月5日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和5年12月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 32台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和5年12月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和5年12月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年12月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年12月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和5年12月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 37台 原動機付自転車 2台		
長田区西代通 1目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和5年12月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 2台		



神戸市告示第551号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	大石駅周辺	自転車 1台	令和5年12月1日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 7台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲駅周辺	自転車 3台	令和5年12月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 2台	令和5年12月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車 5台	令和5年12月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	魚崎駅周辺	自転車 4台	令和5年12月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	J R住吉駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	岡本駅周辺	自転車 2台	令和5年12月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	岩屋駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	王子公園駅周辺	自転車 3台	令和5年12月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	2台	
	六甲駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所	J R住吉駅周辺	自転車	1台	令和5年12月18日
東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	0台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所	灘区管内	自転車	26台	令和5年12月20日
灘区上河原通1丁目1番	自転車等長期放置	原動機付自転車	2台	
	阪神御影駅周辺	自転車	8台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所	東灘区管内	自転車	22台	令和5年12月22日
東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第552号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 1台	令和5年12月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 1台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和5年12月6日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 1台	令和5年12月8日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年12月9日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 39台 原動機付自転車 0台	令和5年12月11日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 23台 原動機付自転車 0台	令和5年12月12日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 1台	令和5年12月14日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年12月15日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和5年12月16日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 3台	令和5年12月19日	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年12月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 31台 原動機付自転車 1台	令和5年12月22日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和5年12月23日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 21台 原動機付自転車 2台	令和5年12月27日	

兵庫県湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年12月5日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 7台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 1台	令和5年12月6日
	兵庫区長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年12月9日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和5年12月13日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和5年12月15日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 26台 原動機付自転車 0台	令和5年12月18日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和5年12月20日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28台 原動機付自転車 0台	令和5年12月21日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
駐輪場内	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
兵庫区長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和5年12月27日	

神戸市告示第553号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第1項の規定に基づく里づくり計画の認定を行ったので、同条第6条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年1月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 認定する里づくり計画  
深谷里づくり計画

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和6年1月23日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和6年1月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）三井アウトレットパークマリンピア神戸建替計画

神戸市垂水区海岸通2169番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号	代表取締役 植田 俊

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
未定		

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年11月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

26,400平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地東側	450台
敷地南東側	390台
敷地南東側	360台
敷地中央	430台
敷地北西	170台



合計	1,800 台
----	---------

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
敷地北側	138 台
敷地北側	21 台
敷地北側	11 台
敷地北西側	11 台
合計	181 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
本体棟南側建物内	401.78 平方メートル
本体棟北側建物内	135.39 平方メートル
合計	537.17 平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
本体棟南側建物内	85.48 立方メートル
本体棟北側建物内	36.4 立方メートル
合計	121.88 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時	午後 10 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時から午後 11 時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
敷地北東側	入口：6箇所
敷地東側	
敷地南東側	
敷地北側	

敷地北側	出口：7箇所
敷地東側	
敷地南東側	
敷地北西側	
敷地北側	
合計	13箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和5年12月25日

9 縦覧期間

令和6年1月23日から令和6年5月23日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年1月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市須磨区関守町1丁目13番、13番2、13番3、13番4、13番5、26番1の一部、26番5、26番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区堂島2丁目2番2号  
ミサワホーム近畿株式会社  
代表取締役 下山 隆
- 3 許可番号  
令和2年11月24日 第7077号  
（変更許可 令和4年9月16日 第1495号）  
（変更許可 令和5年2月6日 第1504号）  
（変更許可 令和5年12月25日 第1519号）

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和6年1月23日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R5-9号	令和5年 12月26日	神戸市東灘区本山南町9丁目21番、22番のうち	106.4	4.00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
久二塚公園	長田区二葉町6丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	
須磨本町 やすらぎ公園	須磨区須磨本町2丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	

(2)供用開始の年月日

令和6年1月23日

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月23日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第6号

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則

(採用の選考に関する規則の一部改正)

第1条 採用の選考に関する規則(昭和31年3月人委規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
第1条、第2条 [略]				第1条、第2条 [略]			
附 則				附 則			
別表				別表			
(その1) [略]				(その1) [略]			
(その2)				(その2)			
番号	職 (甲)		資格要件 (乙)	番号	職 (甲)		資格要件 (乙)
	職務の内容	職種名			職務の内容	職種名	
1	医師	[略]	[略]	1	医師	[略]	[略]
2	歯科医師	[略]	[略]	2	歯科医師	[略]	[略]
3	衛生検査技師	[略]	[略]	3	衛生検査技師	[略]	[略]
4	社会福祉主事	[略]	[略]	4	社会福祉主事	[略]	[略]
5	児童指導員	[略]	[略]	5	児童指導員	[略]	[略]
6	心理判定員	[略]	[略]	6	心理判定員	[略]	[略]
7	精神保健福祉相談員	[略]	[略]	7	精神保健福祉相談員	[略]	[略]
8	環境衛生監視員	[略]	[略]	8	環境衛生監視員	[略]	[略]
9	食品衛生監視員	[略]	[略]	9	食品衛生監視員	[略]	[略]

	視員		
10	司書	[略]	[略]
11	学芸員	[略]	[略]
12	児童自立支援専門員	[略]	[略]
13	児童生活支援員	[略]	[略]
14	速記者	[略]	[略]
15	航空従事者	[略]	[略]
16	公文書専門職	二	<p>次の各号の一に該当し、口頭試問等に合格したものであること</p> <p>(1) <u>独立行政法人国立公文書館に設置されたアーキビスト認証委員会において、認証アーキビストとしての称号を付与された者</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人国立公文書館の定める「アーキビストの職務基準書」に示されたアーキビストとして必要と</u></p>

	視員		
10	司書	[略]	[略]
11	学芸員	[略]	[略]
12	児童自立支援専門員	[略]	[略]
13	児童生活支援員	[略]	[略]
14	速記者	[略]	[略]
15	航空従事者	[略]	[略]



			<p><u>される知識・技能に関する</u> <u>専門分野において大学院修</u> <u>士課程を修了、またはそれ</u> <u>に準ずる経験を有し3年以</u> <u>上公文書等に関する実務に</u> <u>従事した経験を有する者</u></p>	
--	--	--	---	--

(昇任の選考に関する規則の一部改正)

第2条 昇任の選考に関する規則(昭和35年4月人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
<p>第1条～第16条 [略]</p> <p>別表第1 係長昇任選考基準表</p> <p style="padding-left: 20px;">(その1) [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">(その2) [略]</p> <p>備考</p> <p style="padding-left: 20px;">1～9 [略]</p> <p>付表(別表第1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職</td> </tr> <tr> <td>1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理</td> </tr> </tbody> </table>	職	次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職	1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理	<p>第1条～第16条 [略]</p> <p>別表第1 係長昇任選考基準表</p> <p style="padding-left: 20px;">(その1) [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">(その2) [略]</p> <p>備考</p> <p style="padding-left: 20px;">1～9 [略]</p> <p>付表(別表第1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職</td> </tr> <tr> <td>1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理</td> </tr> </tbody> </table>	職	次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職	1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理
職							
次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職							
1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理							
職							
次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職							
1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理							

栄養士 14 栄養士 15 司書 1  
 6 学芸員 17 児童自立支援専門  
 員 18 航海士 19 機関士 20  
 船舶けい離立会人 21 言語聴  
 覚士 22 歯科衛生士 23 心理  
 判定員 24 健康科学研究職 25  
 航空機操縦士 26 航空整備士  
 27 公文書専門職

栄養士 14 栄養士 15 司書 1  
 6 学芸員 17 児童自立支援専門  
 員 18 航海士 19 機関士 20  
 船舶けい離立会人 21 言語聴  
 覚士 22 歯科衛生士 23 心理  
 判定員 24 健康科学研究職 25  
 航空機操縦士 26 航空整備士

別表第2

消防司令昇任選考基準表 [略]

備考

1～2 [略]

3 別表第1備考第9項(第2号を除く)の規定は、別表第2の基準に準用する。このとき、別表第1備考第9項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士長以上の

別表第2

消防司令昇任選考基準表 [略]

備考

1～2 [略]

3 別表第1備考第10項(第2号を除く)の規定は、別表第2の基準に準用する。このとき、別表第1備考第10項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士長以上の

在職年数及び消防司令補必要在職年数」に読み替えるものとする。

別表第2の2

消防司令補昇任選考基準表 [略]

備考

1 [略]

2 別表第1備考第9項(第2号を除く)の規定は、別表第2の2の基準に準用する。このとき、別表第1備考第9項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士長在職年数」に読み替えるものとする。

別表第3

消防士長昇任選考基準表 [略]

備考

在職年数及び消防司令補必要在職年数」に読み替えるものとする。

別表第2の2

消防司令補昇任選考基準表 [略]

備考

1 [略]

2 別表第1備考第10項(第2号を除く)の規定は、別表第2の2の基準に準用する。このとき、別表第1備考第10項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士長在職年数」に読み替えるものとする。

別表第3

消防士長昇任選考基準表 [略]

備考

1～3 [略]

4 別表第1備考第9項(第2号を除く)の規定は、別表第3の基準に準用する。このとき、別表第1備考第9項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士必要在職年数」に読み替えるものとする。

別表第4、別表第5 [略]

1～3 [略]

4 別表第1備考第10項(第2号を除く)の規定は、別表第3の基準に準用する。このとき、別表第1備考第10項第1号中「上表(その1)を適用する場合における本市職員を離職するまでの行政職2級、医療職(1)1級及び医療職(2)2級以上の職における在職年数及び在職年数(実歴)ならびに上表(その2)を適用する場合における本市職員を離職するまでの在職年数及びつこうとする職と同種の区分に属する職における在職年数(実歴)」を「上表を適用する場合における本市職員を離職するまでの消防士必要在職年数」に読み替えるものとする。

別表第4、別表第5 [略]

#### 附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。